

議案第13号

川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の廃止等に関する条例の制定について

川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の廃止等に関する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月17日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の廃止等に関する条例

(川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の廃止)

第1条 川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例(平成12年川崎市条例第17号)は、廃止する。

(川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「食品衛生法」を「食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)第1条の規定による改正前の食品衛生法」に改める。

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令

和2年6月1日から施行する。

参考資料

## 制 定 要 旨

川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例を廃止すること等のため、この条例を制定するものである。